

情報誌

# いずみ

練馬西法人会  
新会員募集

《問い合わせ》  
事務局 TEL03-3923-7272

2023

春

Spring

vol.128

特集

## 税制改正のあらまし

株式会社 ゆとりな  
野崎 智絵さん

練馬西法人会の  
ホームページが  
新しくなりました



詳しくは  
こちらから

## C O N T E N T S

- |                              |                             |
|------------------------------|-----------------------------|
| ■ 令和5年度事業研修会計画..... 2        | ■ 税の漫画講座(財産を相続したとき)..... 10 |
| ■ 練馬西税務署からのお知らせ..... 3       | ■ 部会・委員会活動報告..... 12        |
| ■ 税制改正のあらまし..... 4           | ■ お店紹介..... 14              |
| ■ 都税事務所からのお知らせ・税理士会ニュース... 7 | ■ お知らせ、編集後記..... 15         |
| ■ 社長さんこんにちは..... 8           | ■ 故事名言、東京商工会議所、表紙の人..... 16 |

## 令和5年度事業研修会計画(予定)

| 本部事業        |               |            |
|-------------|---------------|------------|
| 企業経営セミナー    | 未定            | 法人会 会議室    |
| 総会          | 6月8日(木)       | 勤労福祉会館     |
| 税制税務委員会研修会  | 8月23日(水)      | 勤労福祉会館     |
| 健康セミナー      | 9月12日(火)      | 勤労福祉会館     |
| 役員合同研修会     | 10月23日(月)     | 勤労福祉会館     |
| 年末調整・法定調書講座 | 11月8日(水)      | 勤労福祉会館     |
| 新春賀詞交歓会     | 令和6年 1月24日(水) | ホテルカデンツァ東京 |
| 企業経営セミナー    | 令和6年 3月15日(金) | 法人会 会議室    |

| 同好会            |           |              |
|----------------|-----------|--------------|
| 第11回 記念親睦ゴルフ大会 | 10月12日(木) | おおむらさきゴルフ倶楽部 |

| 協賛事業            |          |         |
|-----------------|----------|---------|
| 簿記講座(日商3級)(計6回) | 4月～5月 開催 | 法人会 会議室 |

| 支部事業    |           |              |
|---------|-----------|--------------|
| 1支部 研修会 | 令和6年2月 予定 | 勤労福祉会館       |
| 2支部 研修会 | 7月18日(火)  | 未定           |
| 4支部 研修会 | 7月6日(木)   | 東京信用金庫 武蔵関支店 |
| 3支部 研修会 | 令和6年2月 予定 | 上石神井南地域集会所   |
| 5支部 研修会 | 9月28日(木)  | 南大泉地域集会所     |
| 6支部 研修会 | 9月中旬 予定   | 西武信用金庫 大泉支店  |
| 7支部 研修会 | 11月 予定    | 大泉地域集会所      |

| 女性部会事業          |              |             |
|-----------------|--------------|-------------|
| 小中学生 税の作品 合同表彰式 | 12月13日(水)    | 大泉学園ゆめりあホール |
| 新春研修会           | 令和6年2月14日(水) | 勤労福祉会館      |

| 青年部会事業 |           |              |
|--------|-----------|--------------|
| 野外研修会  | 7月2日(日)   | 未定           |
| 秋季研修会  | 9月29日(金)  | OZバンケットホール   |
| 献血大会   | 11月17日(金) | 練馬西税務署 駐車場内  |
| 租税教室   | 4月～令和6年2月 | 練馬西税務署管内 小学校 |

| 源泉部会事業          |             |                |
|-----------------|-------------|----------------|
| 第1回研修会 開講式      | 6月13日(火)    | 練馬西税務署         |
| 野外研修会           | 9月14日(木)    | 未定             |
| 第2回研修会          | 10月24日(火)   | 練馬西税務署         |
| 第3回研修会(税制委員会合同) | 11月8日(水)    | 勤労福祉会館「年末調整講座」 |
| 第4回研修会 閉校式      | 令和6年2月9日(金) | 勤労福祉会館         |



健康セミナー



チャリティゴルフ大会



簿記研修会



支部研修会



小中学生税の作品合同表彰式



青年部献血大会



源泉部会開講式

## 練馬西税務署からのお知らせ

## 税 務 職 員 採 用 募 集

Pride of the Specialist ～公平な世の中を創る、志～

適正かつ公平な賦課及び徴収の実現を、我々と一緒に目指してみませんか？

国税職員は、国税局や税務署において、税務のスペシャリストとして法律・経済・会計等の専門知識を駆使して適正な課税を維持し、また、租税収入を確保するための事務を行います。

人事院国家公務員試験  
【採用NAVI】



採用関係  
お役立ちリンク集



Web-TAX-TV



| 試験区分 | 税務職員                                                                                                                                                       |
|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 受験資格 | 1 2023(令和5)年4月1日において高等学校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して3年を経過していない者(2020(令和2)年4月1日以降に卒業した者が該当する。)及び2024(令和6)年3月までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者<br>2 人事院が上記1に掲げる者に準ずると認める者 |
| 申込期間 | 令和5年6月19日(月)9時～6月28日(水)[受信有効]                                                                                                                              |
| 1次試験 | 令和5年9月3日(日)                                                                                                                                                |
| 試験科目 | 基礎能力試験(多肢選択式)<br>適性試験(多肢選択式)<br>作文試験                                                                                                                       |
| 2次試験 | 令和5年10月11日(水)～10月20日(金)<br>※1次試験合格通知書で指定する日時                                                                                                               |
|      | 人物試験、身体検査                                                                                                                                                  |
| 合格発表 | 令和5年11月14日(火)                                                                                                                                              |

## 令和5年度版

## 税制改正のあらまし

## I 法人税関係

(1) 中小企業者等の法人税の軽減税率の特例の延長

中小企業者等の法人税率について、年800万円以下の所得に対する軽減税率の特例15%（本則19%）の適用期限が2年間延長されます。

## 適用時期

令和7年3月31日までの間に開始する事業年度に適用されます。

| 対象                    | 本則税率          |       | 特例の税率 |
|-----------------------|---------------|-------|-------|
|                       | 年800万円超の所得金額  | 23.2% | —     |
| 中小法人<br>（資本金1億円以下の法人） | 年800万円以下の所得金額 | 19%   | 15%   |

(2) 中小企業投資促進税制の見直し及び延長

中小企業者等が新品の特定機械装置等取得等した場合に取得価額（船舶については取得価額の75%）の30%の特例償却又は7%の税額控除が適用できる中小企業投資促進税制について、以下の見直しを行った上で、適用期限が2年間延長されます。

- ①対象資産から、コインランドリー業（主要な事業であるものを除く）の用に供する機械装置とその管理のおおむね全部を他の者に委託するものが除外されます。
- ②対象資産について、総トン数500トン以上の船舶については、環境への負荷の低減に資する設備の設置状況を国土交通大臣に届け出た船舶に限定されます。

## 適用時期

令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間に対象設備の取得等をして事業の用に供した場合に適用されます。

(3) 中小企業経営強化税制の見直し及び延長

中小企業者等が新品の特定経営力向上設備等取得等した場合に即時償却又は10%（資本金3,000万円超1億円以下は7%）の税額控除が適用できる中小企業経営強化税制について、特定経営力向上設備等の対象からコインランドリー業又は暗号資産マイニング業（主要な事業であるものを除く）の用に供する資産

でその管理のおおむね全部を他の者に委託するものを除外した上で、適用期限が2年間延長されます。

## 適用時期

令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間に対象設備の取得等をして指定事業の用に供した場合に適用されます。

(4) 中小企業防災・減災投資促進税制の見直し及び延長

中小企業者等が災害への事前対策を強化するために防災・減災設備（自家発電機、制震・免震装置等）を取得等した場合に20%の特例償却が適用できる中小企業防災・減災投資促進税制（特定事業継続力強化設備等の特別償却制度）について、その対象設備に耐震装置を加えた上で、適用期限が2年間延長されます。また、令和7年4月1日以後に取得等する資産の特別償却率は18%（令和5年4月1日以後）から16%に引き下げられます。

## 適用時期

令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間に事業継続力強化計画の認定を受け、認定を受けた日から同日以後1年を経過する日までに対象設備を取得等をした場合に適用されます。

(5) DX投資促進税制の見直し及び延長

全社的なDX（デジタルトランスフォーメーション）に向けた事業適応計画の認定を受け、DXの実現に必要なクラウド技術を活用したデジタル関連投資を行った場合に3%（若しくは5%）の税額控除又は30%の特例償却が適用できるDX投資促進税制について、以下のとおり認定要件の見直しを行った上で、適用期限が2年間延長されます。

- ①生産性の向上又は新需要の開拓に関する要件を、売上高が10%以上増加することが見込まれること
- ②取組類型に関する要件を、対象事業の海外売上高比率が一定以上となることが見込まれること

## 適用時期

令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間に認定の申請をした事業適応計画に従って取得等をする資産について適用されます。ただし、令和5年4月1日前に認定の申請をした事業適応計画に従って同日以後に取得等をする資産については適用されません。

## II 所得税関係

(1) NISA制度の抜本的拡充と恒久化

家計の資産を貯蓄から投資へと積極的に振り向け、資産所得倍増につなげるために、NISA制度が抜本的に拡充されます。なお、令和2年度税制改正で措置された令和6年1月から施行予定の「新NISA制度」については、その施行が見直され、今回の抜本的拡充・恒久化した制度に移行されます。

## 適用時期

令和6年1月1日以後について適用されます。

|              | つみたて投資枠（併用可） 成長投資枠                                                |                   |
|--------------|-------------------------------------------------------------------|-------------------|
|              | 年間投資上限額                                                           | 240万円             |
| 非課税保有期間      | 無期限化                                                              |                   |
| 生涯非課税限度額（総枠） | 1,800万円<br>（うち成長投資枠は1,200万円が上限）                                   |                   |
| 口座開設期間       | 恒久化                                                               |                   |
| 投資対象商品       | 積立・分散投資に<br>適した一定の投資信託                                            | 上場株式・投資信託等<br>（※） |
| 対象年齢         | 18歳以上                                                             |                   |
| 現行制度との関係     | 令和5年末までに現行の一般NISA及びつみたてNISAにおいて投資した商品は、新しい制度の外枠で、現行制度における非課税措置を適用 |                   |

※安定的な資産形成につながる投資商品に絞込む観点から、高レバレッジ投資信託などは対象から除外されます。

(2) 特定非常災害に係る損失の繰越控除の見直し（雑損失）

災害により住宅や家財などに損害を受けた場合に適用できる所得税法の雑損控除の金額について、その年の所得金額から控除しきれない金額がある場合には、翌年以後3年間繰り越して各年分の所得金額から控除することができます。

改正案では、特定非常災害による住宅・家財等の損失について、その損失額（雑損失の金額）の繰越控除期間が5年間に延長されます。

## 適用時期

令和5年4月1日以後の特定非常災害に係る雑損失について適用されます。

## III 資産税関係

(1) 相続時精算課税制度の見直し

次世代への早期の資産移転などの観点から導入された相続時精算課税制度について、利便性向上を図るた

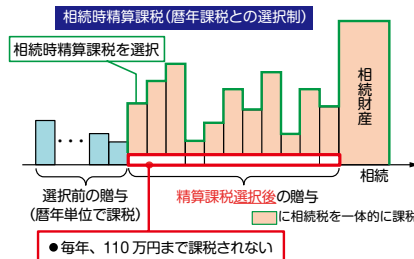
め同制度が見直しされます。

① 相続時精算課税制度での贈与について、現行の基礎控除（暦年課税110万円）とは別に、毎年、課税価格から基礎控除110万円まで控除できるように見直すとともに、特定贈与者の死亡に係る相続税の課税価格に加算する財産の価額については、上記の控除後の残額とされます。

② 相続時精算課税制度により受贈した一定の土地・建物、贈与の日から相続税申告書の提出期限までの間に、災害により一定の被害を受けた場合、相続税の課税価格への加算等の基礎となる土地・建物の価額は、贈与時の価額から災害によって被害を受けた部分に相当する額を控除した残額とされます。

#### 適用時期

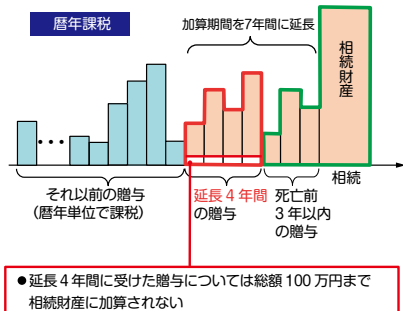
①の改正については、令和6年1月1日以後に贈与により取得する財産に係る相続税又は贈与税について適用されます。  
②の改正については、令和6年1月1日以後に生ずる災害により被害を受ける場合について適用されます。



(2) 暦年課税における相続前贈与の加算期間の見直し

暦年課税においては、年間110万円までの贈与であれば、贈与税は非課税となりますが、相続開始前3年以内に行われた贈与については、相続税の課税対象となります。

改正案では、暦年課税における相続開始前に贈与があった場合の相続税の課税価格への加算期間が7年以内（現行3年以内）に延長されます。



また、相続開始前7年以内から3年以内の4年間の間に贈与により取得した財産については、総額100万円まで相続財産に加算されない措置が講じられます。

#### 適用時期

令和6年1月1日以後に贈与により取得する財産に係る相続税について適用されます。

(3) 教育資金の一括贈与・非課税措置の見直し

直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、次の見直しを行った上で、その適用期間が3年間延長されます。

① 契約期間中に贈与者が死亡した際、贈与者に係る相続税の課税価格の合計額が5億円を超える場合には、受贈者の年齢等に関わらず、残高が相続財産に加算されます。

② 契約終了時の残高に贈与税が課される際の税率は、贈与税の一般税率とされます。

#### 適用時期

①の改正については、令和5年4月1日から令和8年3月31日までの間に取得する信託受益権等に係る相続税について適用されます。

②の改正については、令和5年4月1日から令和8年3月31日までの間に取得する信託受益権等に係る贈与税について適用されます。

(4) 結婚・子育て資金の一括贈与・非課税措置の見直し

直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、契約終了時の残高に贈与税が課される際の税率を、贈与税の一般税率とした上で、その適用期間が2年間延長されます。

#### 適用時期

令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間に取得する信託受益権等に係る贈与税について適用されます。

## IV 消費税関係

(1) 適格請求書等保存方式（インボイス制度）の円滑な実施に関する見直し

令和5年10月1日に施行されるインボイス制度について、円滑な制度移行を図る観点から、以下の見直しが行われます。

① 小規模事業者に対する納税額に係る負担軽減措置  
小規模事業者に対する納税額に係る負担軽減措置が講じられます。

改正案では、免税事業者が課税事業者を選択した場合、納税額を売上税額の2割に軽減する負担軽減措置が3年間講じられます。この負担軽減措置の適用に当たっては、事前の届出は必要なく申告時の選択適用となります。

② 一定規模以下の事業者に対する事務負担の軽減措置  
中小事業者を含めた一定規模以下の事業者の実務に配慮し、事務負担の軽減措置が講じられます。

改正案では、基準期間（前々年・前々事業年度）における課税売上高が1億円以下又は特定期間における課税売上高が5,000万円以下である事業者については、インボイス制度の施行（令和5年10月1日）から6年間、1万円未満の課税仕入れについて、インボイスの保存がなくとも帳簿のみで仕入税額控除を認める事務負担の軽減措置が講じられます。

③ 少額な返還インボイスの交付義務の見直し

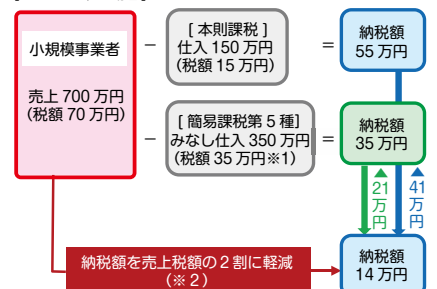
インボイス制度への移行に伴い、インボイスの交付義務とともに、値引き等を行った際にも売手と買手の税率と税額の一致を図るために、値引き等の金額や消費税額等を記載した返品伝票といった書類（返還インボイス）の交付義務が課されることとなります。

改正案では、事業者の実務に配慮し事務負担を軽減する観点から、少額な値引き等（1万円未満）の場合には、返還インボイスの交付が免除されるように見直されます。

④ 登録申請手続の柔軟化

インボイス制度が開始される令和5年10月1日から適格請求書発行事務

【サービス業の場合】



※1 売上税額70万円×第5種みなし仕入率50%  
※2 売上税額70万円×2割

業者登録制度の登録を受けるためには、原則、令和5年3月末までに申請書を提出しなければなりません。4月以降であっても申請書に「困難な事情」を記載することで、10月1日に登録したものとみなす経過措置が設けられています。改正案では、申請書に「困難な事情」の記載がなくとも4月以降の登録申請が可能となります。

また、登録申請手続について以下のとおり見直されます。

②免税事業者が申請書を提出し、課税期間の初日から登録を受ける場合には、課税期間の初日から起算して15日前の日（現行：課税期間の初日の前日から起算して1月前の日）までに申請書を提出する必要があります。なお、課税期間の初日後に登録がされた時は、同日に登録を受けたものとみなされます。

③登録の取消しを求める届出書を提出し、その提出があった課税期間の翌課税期間の初日から登録を取り消すとする場合には、翌課税期間の初日から起算して15日前の日（現行：その提出があった課税期間の末日から起算して30日前の日の前日）までに届出書を提出する必要があります。

④適格請求書発行事業者の登録等に関する経過措置の適用により、令和5年10月1日後に登録を受けようとする免税事業者は、その申請書に、提出する日から15日を経過する日以後の日を登録希望日として記載します。登録希望日後に登録がされた時は、登録希望日に登録を受けたものとみなされます。

### 適用時期

①の改正については、令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する各課税期間において適用されます。

②の改正については、令和5年10月1日から令和11年9月30日までの間に国内において行う課税仕入れについて適用されます。

③の改正については、令和5年10月1日以後の課税資産の譲渡等につき行つた少額な値引き等について適用されます。

④の改正については、令和5年10月1日以後、②の改正については、令和5年4月1日以後に提出する適格請求書発行事業者登録制度の申請書について適用されます。

## V その他

### (1) 電子帳簿等保存制度の見直し

経済社会のデジタル化を踏まえ、税務情報のデジタル化、優良な電子帳簿の普及に資する観点から、電子帳簿等保存制度が見直されます。

①電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存制度の見直し

現行、申告所得税及び法人税の保存義務者は、電子取引を行った場合、保存要件に従って、その電子取引の取引情報に係る電磁的記録を保存しなければなりません。ただし、経過措置として、令和5年12月31日までに電子取引を行う場合には、事実上、電子取引の取引情報に係る電磁的記録を出力することにより作成した出力書面の保存をもって、その電磁的記録の保存に代えることができる措置が講じられています。

改正案では、以下の見直しが行われます。

#### ②保存要件の緩和

電磁的記録のダウンロードの求めに応じることができる場合には、全ての検索機能の確保の要件が不要となる売上高基準が「1,000万円以下」から「5,000万円以下」に引き上げられます。

③システム対応ができなかった事業者に対する猶予措置

前記の経過措置は適用期限（令和5年12月31日）をもって廃止されます。システム対応を相当の理由により行つことができなかった事業者については、従前行われていた出力書面の保存に加え、電磁的記録のダウンロードの求めに応じることができるとは、検索機能の確保の要件等を不要としてその電磁的記録の保存を可能とする、新たな猶予措置が講じられます。

④スキャナ保存制度の見直し  
スキャナ保存制度は、決算関係書類を除く国税関係書類（取引の相手方から受領した領収書・請求書等）について、一定の要件の下、スキャナにより記録された電磁的記録の保存により、その書類の保存に代えることができる制度です。

改正案では、以下の見直しが行われます。

②国税関係書類をスキャナで読み取った際の情報（解像度・階調・大きさ）の保存要件を廃止

③国税関係書類に係る記録事項の入力者等に関する情

報の確認要件を廃止

②国税関係書類に関連する国税関係帳簿の記録事項との間に、相互にその関連性を確認することができるようにしておく書類を、契約書・領収書等の重要書類に限定

### ③優良な電子帳簿の範囲の見直し

一定の国税関係帳簿に係る電磁的記録による保存制度について、一定の要件を満たしている国税関係帳簿（優良な電子帳簿）に係る過少申告加算税の軽減措置の対象となる申告所得税及び法人税の対象帳簿の範囲が見直されます。

### 適用時期

①の改正については、令和6年1月1日以後に行つた電子取引の取引情報に係る電磁的記録について適用されます。

②の改正については、令和6年1月1日以後に保存が行われる国税関係書類について適用されます。

③の改正については、令和6年1月1日以後に法定申告期限等が到来する国税について適用されます。

### (2) 先端設備等導入計画に基づく固定資産税の減免制度の創設

先端設備等導入計画の認定を受けた中小企業者等が設備投資を行った場合、新規取得設備の固定資産税が最大3年間ゼロ（市町村の条例で定める割合により異なる）になる固定資産税の減免制度について、新たな制度が創設されます。

|            |                                                                                  |
|------------|----------------------------------------------------------------------------------|
| 対象設備       | ①：機械装置<br>②：測定工具・検査工具<br>③：器具・備品<br>④：建物附属設備<br>(年平均の投資利益率5%以上見込まれる投資計画に記載された設備) |
| 固定資産税の課税標準 | 3年間 1/2(※)                                                                       |

※一定の要件（雇用者全体の給与が導入計画の申請日の属する事業年度の直前の事業年度における雇用者給与等支給額の実績と比較して1.5%以上増加すること等）を満たせば、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に取得した対象設備は5年間 1/3、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に取得した対象設備は4年間 1/3となります。

### 適用時期

令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間に取得した対象資産に適用されます。

\*令和4年12月23日に閣議決定された令和5年度税制改正大綱等に基づいています。  
今後の国会審議等にご留意ください。

◆ 東京都主税局についてのお知らせ ◆

# 地方税共通納税システムのお知らせ

～全国の地方公共団体へ一括して納税可能～

## ○ クレジットカード納付が可能!!

ペイジー納付やダイレクト納付に加え、クレジットカード納付も可能になりました。



eLTAX電子納税での  
納付方法が増えました!!

## ○ ダイレクト納付が可能!!

事前に登録した金融機関口座から指定した期日に税額を引き落とすことができる納税方法です。



税理士の方など代理人による  
納税手続きができます!!

### 取扱税目

- 法人事業税・法人住民税・特別法人事業税/地方法人特別税
- 事業所税 ○個人住民税（特別徴収分、退職所得分）
- 都民税利子割・都民税配当割・都民税株式等譲渡所得割

■詳しくはホームページをご覧ください。



eLTAXホームページ  
<https://www.eltax.lta.go.jp/>



eLTAXイメージキャラクター  
エルレンジャー



地方税お支払サイト  
<https://www.payment.eltax.lta.go.jp/>



## 税理士会ニュース

今回は、令和四年度税制改正で「特例承認計画」の提出期限が令和五年三月三十一日から令和六年三月三十一日に延長された「事業承継税制」について改めてご説明させて頂きたいと思っています。当該税制は、先代経営者から後継者への非上場株式等の相続又は贈与について一定の要件の下、相続税又は贈与税を納税猶予・免除する制度で一般措置と特例措置があり、今回は前述しました「特例承認計画」の提出が必要になる特例措置を中心に述べたいと思います。当該税制の主な内容及び要件は左記のようになります。

一対象株式は全株式（一般措置の場合は総株式数の三分の二まで）

二納税猶予割合は相続税・贈与税ともに一〇〇%（一般措置の場合は相続税八十%贈与税一〇〇%）

三後継者数は最大三人（一般措置の場合は一人）

四雇用確保要件は一般措置の場合の要件を満たさない場合でも一定の書類の提出で納税猶予が継続（一般措置の場合は常時使用従業員数を五年間平均で八十%以上維持が必要）

五事業の継続が困難な事由が生じた場合の納税の一部免除については特例措置の場合あり（一般措置の場合はなし）

当該特例措置は令和九年十二月三十一日まで発生する相続・贈与等について適用されます。また、「特例承認計画」は、認定経営革新等支援機関の所見を記載の上、都道府県知事に提出し確認を受ける必要があります。

非上場株式等は後継者が安定的に会社を運営・存続するために必要であり、また一般的に換金することも難しいため、当該制度の利用を検討されてみてはいかがでしょうか。



押金秀男 広報部長

## 企業訪問

ガバル

社長さん  
こんにちは

株式会社 トップワン

代表取締役  
佐藤 友彦東大泉 5-36-12  
森川ビル 204 号室  
電話 03-5935-8671

安全を最優先にし、付加価値の高い提案が出来る会社を目指して

皆様こんにちは、株式会社 トップワンの佐藤と申します。

弊社は土木建築に於ける山留工事（重仮設工事）を設計・施工・管理・材工一式の業務をしております。

平成三十年に設立した当時、サラリーマンから開業だったのですが、実務以外の様々なことに直面し、初年度は息つく間もなく過ぎていったことを思い出します。

縁あって練馬西法人会に入会した



地盤を築く構造物

第3支部

株式会社 イートップス

代表取締役  
齋藤 二雄石神井台 2-35-43  
電話 03-6310-8856

理論と実績に伴った研修プログラム

現在、ほとんどの大企業では、入社後すぐに研修期間を設けています。大企業ほど内容は多岐に渡り、期間は長くなります。この社員研修を中小の企業でも効率よく取り入れ、企業人として、社会人として、新入社員の皆さんがエントリーで差をつけるべく、そして初めて管理者となられた方への管理職研修、

わけですが、色々な方と出会い、交流し、研鑽を重ねることで、新たな目線で考えるようにもなった事は、自分の仕事に対しての意欲、やりがいにもつながり、弊社の業務以外の知識を得たことにもなりました。

さて、弊社の業務は地下深くに掘り進める時に隣地建物や、道路などに影響を出さぬようにする事です。地域によって様々な地盤の違いや、地盤に水を含んでいるなど、案件ごとに設計を行う特殊な工事を行っていますので、あらゆる課題に向き合い、多様な専門性、課題の解決と確実な施工に取り組み事に愚直でありながら、皆様のお役に立ちたいと願って活動しています。

山留工事に特化し頑張っておりますので、今後とも宜しくお願い致します。

さらにベテランの方々への更なるスキルアップ研修など、御社の大きな戦力となるようお力添えしたいと考えております。その中でも特に力を入れているのが

①リスク管理の基礎から応用までの「危機管理研修」

②会社組織全体で取り組む「コンプライアンス研修」

私は、一昨年まで、ボーリング777という大型ジェット旅客機のキャプテンとして三〇〇人以上のお客様をお乗せして十時間以上飛行するという長大路線を担当しておりました。考えられる全ての困難を想定し、気象情報を解析し、飛行情報を準備し、体調を整えてフライトに望む、というのが私たちパイロットのごく普通のルーティンであり、そんな生活をほぼ四十年間続けて参りました。

これを言い換えれば、我々の仕事は理論（理屈）だけを頼りに多くの尊い生命と財産を守る事。に他ならなかったのです。これを一般の会社組織に生かせないかと考えて二〇二一年に設立いたしました。

お客様のニーズに合わせて最適な研修プログラムの企画・立案から講義の実施まで、前職の経験を生かし、ビビットな内容で提供させていただきますので何卒よろしく願います。



研修風景

第4支部

株式会社悠悠コーポレーション



代表取締役  
田中 裕

関町北 1-1-4 1F  
電話 03-3928-3398

小さな夢（私から見た社長）

二十五年余勤めた会社の事業を引き継ぎ、社長は二〇〇八年に（株）悠悠コーポレーションを立ち上げた。台湾から手漉きの画仙紙（書道の紙）を輸入している。三十キロものカートンをいくつも運び、時にはカットもする。数十枚の紙を一度に切るのだから、手足の指を血まみれにし、関町病院に駆け込んだことも一度や二度ではない。社長というより満身創痍の職人のようだ。が、書家の先生の名を新聞で拝見したり、国立新美術館で作品（弊社の紙）を目にした時の社長はちょっと誇らしげだ。一方、スポーツ部門も手掛ける。中国で製作したユニフォーム、プロ野球やJリーグの公式グッズも扱ってきた。

しかし、コロナには抗えなかった。円安には頭を抱えるしかなかった。そこで「漆業界を助けてほしい」との声を聞き、『漆アイダー』という靴の消臭グッズを販売することにした。オリジナルプリントの入ったタオル



書画に最適な画仙紙を

やウェアなども一枚から注文を受けられるようにした。「何もせずにはいられない」というせつかちで情に厚い社長らしい。社屋は社長を含め四世代が通う石神井西小学校の隣だ。書道に興味をもってほしいと、二十キロもある大きな硯が置いてある。

「ここが、大人はもちろん子供達も気軽に立ち寄れる場所になったらいいなあ」好きなお酒を片手に社長はつぶやいた。

文田中明美

第4支部

有限会社サザンウェイヴ



代表取締役  
難波 通孝

関町北 2-30-4-102  
電話 03-6755-0655

心配するより信じること

はじめまして。

武蔵関駅前通り商店会でレンタルスタジオを経営している難波通孝と申します。

開業して丸二年が過ぎ、昨年十一月に日頃よりお世話になっている商店会より『がんばろう！商店街事業』の責任者として依頼を頂いた。

【受けた以上は全力でやりきる！】との思いから、『商店街の持続可能な活性化のためのPR施策』をお題とし、ホームページリニューアルと各種宣伝告知を掲げた。…と、ここまででは非常にカッコ良かったのだが、お預かりした書類と実際の締切日には十日

のズレがあり、時間的にまあムリだよねー、またの機会に…というネガティブな感情を抑えつつ、他ならぬ役員の皆様からの依頼ゆえ、そのまま引き受けることにした。

紆余曲折がありながらも何とか無事に採択され、三ヶ月という非常にタイトなスケジュールの中、区の観光事業担当者や諸々の関係者に無理難題を押し付けたにも関わらず、素晴らしいホームページやPR動画が完成した。

今回のホームページや各種宣伝ツールを仕上げて頂いたご縁から、株式会社武蔵野企画の小澤社長より法人会にお誘い頂き、気付いた時には何故か自分が寄稿するとう、流れと勢いに任せた結果、こちらに辿りつきました。

自分の頼まれたらイヤと言わない性格を一目で見抜く小澤社長の選球眼および勝負勘は、今回優勝したWBC日本代表にも通ずるものがあるな…などと一人で納得しつつ…可能性のある商店会に突如として完成したツールを最大限に利用して、地域のチャ

ンスを数多く生み出し、商店会の最優秀選手？となれる様に日々努力精進して参りたいと思います。

こんなワタクシですが、皆様どうぞ宜しくお願いいたします。



南国テイストのスタジオ外観

高橋家の暮らしと税

その19 財産を相続したとき



# 財産を相続したとき



©練馬西法人会 ねりりん

令和4年4月1日現在の法令等に基づいて作成しています。

## 財産を相続したときの税金

亡くなった人から各相続人等が相続や遺贈などにより取得した財産の価額の合計額が基礎控除額〈3,000万円＋（600万円×法定相続人の数）〉を超える場合、相続税の課税対象となります。

### 相続税の課税対象となる課税遺産総額の計算

- ① 相続や遺贈によって取得した財産（遺産総額）の価額と、相続時精算課税の適用を受ける財産の価額を（2024《令和6》年1月～／年110万円までは含まれない）合計します。
- ② ①から債務、葬式費用、非課税財産を差し引いて、遺産額を算出します。
- ③ 遺産額に相続開始前3年以内（2027年《令和9年》1月～段階的に延ばす）※2031年に7年になる）の暦年課税に係る贈与財産の価額を加算して、正味の遺産額を算出します。
- ④ ③から基礎控除額を差し引いて、課税遺産総額を算出します。

注：正味の遺産額が基礎控除額を超えない場合には、相続税はかかりません。

注：令和6年1月1日以降に受けた贈与については税制改正による見直しを行います。

### 相続税の計算

- ① 課税遺産総額を法定相続分どおりに取得したものと仮定して、それに税率を適用して各法定相続人別に税額を計算します。
- ② ①の税額を合計したものが相続税の総額です。
- ③ ②の相続税の総額を、各相続人、受遺者及び相続時精算課税を適用した人が実際に取得した正味の遺産額の割合に応じてあな分します。
- ④ ③から配偶者の税額軽減のほか、各種の税額控除を差し引いて、実際に納める税額を計算します。

### 配偶者の税額軽減（配偶者控除）

配偶者が遺産分割や遺贈により実際に取得した正味の遺産額が1億6,000万円までか、配偶者の法定相続分相当額までであれば、配偶者に相続税はかかりません。なお、配偶者控除を受けるためには、相続税の申告書の提出が必要です。

注：正味の遺産額が基礎控除額を超えない場合には、相続税はかかりません。

### 税額から控除されるもの

#### 〈未成年者控除〉

相続人が18歳未満の方の場合は、18歳に達するまでの年数1年につき10万円が控除されます。

注：令和4年3月31日以前の相続や遺贈については「20歳」となります。

#### 〈障害者控除〉

相続人が障害者の場合は、85歳に達するまでの年数1年につき10万円（特別障害者の場合は20万円）が控除されます。

#### 〈暦年課税に係る贈与税額控除〉

正味の遺産額に加算された「相続開始前3年以内の贈与財産」の価額に対する贈与税額が控除されます。

#### 〈相続時精算課税に係る贈与税額控除〉

遺産総額に加算された「相続時精算課税の適用を受ける贈与財産」の価額に対する贈与税額が控除されます。

なお、控除しきれない金額がある場合には、申告をすることにより還付を受けることができます。

### 申告と納税

#### 〈相続税の申告・納税〉

相続人は、相続の開始があったことを知った日（通常は被相続人が死亡した日）の翌日から10か月以内に、被相続人の住所地の所轄税務署に申告・納税する必要があります。

注：相続税の納付については、次の場合を除き、各相続人等が相続又は遺贈により受けた利益の価額を限度として、相互に連帯して納付しなければならない義務が課せられています。

- ① 本来の納税義務者の相続税の申告書の提出期限等から5年以内に税務署長（国税局長）が、「納付通知書」を発していない場合
- ② 本来の納税義務者が延納の許可を受けた相続税額に係る相続税
- ③ 本来の納税義務者が農地や非上場株式などの相続税の納税猶予の適用を受けた相続税額に係る相続税

#### 〈延納制度〉

相続税額が10万円を超え、かつ納期限（納付すべき日）までに金銭で納付することを困難とする事由があるときは、申請により、その納付を困難とする金額を限度として、年賦払いによる方法で納めることができます。この場合には、利子税がかかるほか、原則として担保の提供が必要となります。

#### 〈物納制度〉

延納によっても金銭で納付することを困難とする事由があるときは、申請により、その納付を困難とする金額を限度として、相続した財産（物納適格財産であるなど、一定の要件を満たしたものに限られます。）で納めることができます。

注：延納又は物納をするには、納期限（納付すべき日）までに所轄税務署に申請書及び手続に必要な関係書類を提出し、許可を受ける必要があります。

#### 〈被相続人の所得税・消費税の申告〉

所得税及び復興特別所得税・消費税及び地方消費税の申告をすべき方が年の途中で亡くなった場合は、相続人はその全員の連名により、被相続人が死亡した日の翌日から4か月以内に、被相続人の住所地の所轄税務署に確定申告をします。

部会・委員会活動報告 2023.2.7 ~ 2023.3.16

## 源泉部会 閉講式



栗原上席国税調査官の講演



永吉統括国税調査官講演

日時 令和5年2月20日(月)  
場所 勤労福祉会館2階 大会議室  
人数 16名

## 1支部 税務研修会



研修会の様子

日時 令和5年2月7日(火)  
場所 練馬区男女共同参画センター えーる  
人数 22名

## 6支部 バス研修会



研修会に参加した皆さん

日時 令和5年3月1日(水)  
場所 横浜方面(かわさきエコ暮らし未来館・横浜中華街・ランドマークタワー)  
人数 31名

## 女性部会 新春研修会



アレンジメント講習の様子



研修会の様子

日時 令和5年2月8日(水)  
場所 勤労福祉会館2階 大会議室  
人数 20名

## つり同好会



山中湖畔にて



わかさぎ釣りの様子

日時 令和5年3月3日(金)  
場所 山中湖 湖明マリーナ わかさぎドーム船  
人数 22名

## 練馬西税務署へ花鉢寄贈



花を囲んで



高橋会長(右)が高島署長に寄贈

日時 令和5年2月9日(木)  
場所 練馬西税務署  
高橋会長と田中青年部会長より花鉢寄贈

## 7支部 バス研修会



7支部バス研修会参加の皆さん

日時 令和5年3月16日(木)  
場所 川越方面(弓削多醤油醬遊王国・ところざわサクラタウン)  
人数 18名

## 2支部 バス研修会



バス研修会に参加した皆さん

日時 令和5年2月17日(金)~18日(土)  
場所 群馬方面(万座プリンスホテル)  
人数 11名

## 女性部会 全国女性フォーラム 愛媛大会



女性フォーラムに参加

日時 令和5年4月13日 (木)  
場所 アイテムえひめ  
人数 3名

## 経営セミナー



講師の水谷陽治氏



セミナー風景

日時 令和5年3月16日 (木)  
場所 練馬西法人会 事務局  
人数 15名

## 青年部会 報告会



報告会参加者の皆さん

日時 令和5年4月14日 (金)  
場所 OZパンケットホール  
人数 38名

## 青年部会 定例会



田中青年部会長 挨拶



クイズ大会の様子

日時 令和5年3月17日 (金)  
場所 BUTCHERS TABLE石神井店  
人数 31名

## 源泉部会 報告会



報告会参加の皆さん

日時 令和5年4月17日 (月)  
場所 勤労福祉会館2階 大会議室  
人数 15名

## 簿記開講式



簿記研修会の様子

日時 令和5年4月8日 (金)  
場所 練馬西法人会事務局  
人数 18名

## 女性部会 報告会



報告会参加の皆さん

日時 令和5年4月19日 (水)  
場所 勤労福祉会館2階 大会議室  
人数 18名

## 税制改正勉強会



講師の川名亘司氏



税制改正勉強会の様子

日時 令和5年4月13日 (木)  
場所 練馬西法人会 事務局  
人数 13名

# 気楽に食べられるランチ

vol.6

## そば処 上むら

紹介メニュー

「小海老ちらし」「鴨せいろ」



さっぱりヘルシー「小海老ちらし」



鴨肉ときのこのつけ汁「鴨せいろ」



お客様からの大切なお手紙



店舗入口にて記念撮影

こんにちは！法人会福利厚生制度の推進担当をさせて頂いております、大同生命の田代と申します。今回号では、私が伺いさせて頂いております大泉学園地区で創業53年目となる老舗のお蕎麦屋さんをご紹介します。

西武池袋線大泉学園からバスに乗り、大泉郵便局で下車、そこから徒歩で約10分。大泉学園緑小学校を越えてしばらく道なりに歩くと左側に見えてくるのが「そば処上むら」さん。

閑静な住宅街にたたずむ、地域の皆さんから長年愛されているお蕎麦屋さんです。今回は山崎第6支部長と一緒にさせて頂きました。

山菜やとろろ、天ぷらなどの定番人気メニューから、スタミナ、イペリコせいろなど興味をそそられるメニューが沢山あって迷ってしまうほどでしたが、山崎支部長は鴨せいろ、私田代は小海老ちらしを注文。

小海老ちらしは、可愛らしい小海老の天ぷらが5尾ものって、さらに大根おろしや胡瓜、錦糸玉子にかまぼこなど、具たくさんなのにとってもさっぱりヘルシー。

お蕎麦は喉越しが良く、下味のついた小海老の天ぷらがぷりぷりしていて美味しい！一口ごとに鼻に抜けるそばつゆのお出汁の香りで箸が進みます。

創業者でもあるオーナーが、粉や水、綿実油まで材料を日々研究し、常に改良を重ねているとお聞きして納得。

山崎支部長が召し上がった鴨せいろは、やわらかい鴨肉と、きのこがふんだんに入ったつけ汁が身体にやさしく

染み渡る美味しさ。

創業者であり、オーナーでもあるご主人は、16歳の時に沼袋で10年間の修業をされ、大泉学園の地に開業されたそうです。現在は息子さんが2代目若社長として腕を振るっていらっしゃいますが、2人の息子さんやお嫁さんと、ご家族皆さんでお店を支えているのも上むらさんの魅力の一つ。

上むらさんは創業当初は出前がメインだったそうで、今も独り暮らしのご年配の方や、ご親族の集まりなど、変わらず続けている出前は地域の皆さんにとって大切な存在となっているようです。

出前先のお客様が、空の食器を返却する時にメッセージを添えてくださる事があるそうで、沢山のお手紙には感謝や喜びがしたためられていました。写真のメッセージはほんの一部で、全部取ってあるという紙片は袋一杯に詰まっていました。

上むらさん、お蕎麦やうどんのみならず、季節のお野菜を使った一品料理が美味しいのでも定評があります。宴会もできるお部屋が別棟にありますので、会合等で利用される方も多いそうです。

ぜひ一度お食事されてみてはいかがでしょうか。

## 若社長から一言

そば屋の品はもちろん、お酒のおつまみ等も揃えております！いつでもフラッと立ち寄りください。地域に根差した店になれるように頑張ります。

## 店舗情報

- 代表者：上村 明夫
- 住所：練馬区大泉学園町 5-32-26
- 電話：03-3922-0789
- 営業時間：11：00～20：00
- 定休日：水曜日

## 店舗案内地図



## お知らせ

## 駅前清掃

開催日 令和5年6月10日(土)  
場 所 大泉学園駅南口  
石神井公園駅北口  
上石神井駅北口  
武蔵関駅南口  
時 間 午前8時から午前9時  
※雨天の場合6月17日(土)です。

令和5年7月  
生活習慣病検診日程

令和5年7月13日(木)・7月18日(火)  
会 場 石神井庁舎  
(練馬区石神井町3-30-26)  
受付時間 9:30~11:00

令和5年7月24(月)  
会 場 ホテルカデンツァ東京  
(練馬区高松5-8)  
受付時間 9:30~11:00

※詳細は、後日案内させていただきます。

## 令和5年度 決算法人説明会

●令和5年5月22日(月)  
●令和5年6月21日(水)  
●令和5年8月22日(火)  
時間:午後1時30分~午後4時  
場所:練馬西税務署2階大会議室

## 令和5年度 新設法人説明会

●令和5年8月24日(木)  
時間:午後1時30分~午後4時  
場所:(公社)練馬西法人会事務局

**第十二回 通常総会 開催のご案内**

会員各位には、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。  
さて、本会の第十二回通常総会及び会員相互の親睦を深めるための懇談会を左記により開催いたします。  
ご多用中のこととは存じますが、万障お繰り合わせのうえ、ご出席を賜りたくご案内申し上げます。なお、議案等の内容については、練馬西法人会のホームページに五月十六日(火)頃掲載いたしますのでご利用ください。

一、日時 令和5年六月八日(木)  
午後四時

一、場所 練馬区立勤労福祉会館  
東大泉五ー四十一三十六  
☎三九二三ー五五一

一、総会 議案

① 令和四年度事業報告承認の件  
② 令和四年度決算報告承認の件  
③ 任期満了に伴う理事・監事選出の件

●報告事項

① 令和五年度事業計画  
② 令和五年度収支予算  
※出・欠は五月十九日(金)までにお願ひします。  
(但し、正会員の方の欠席の場合は委任状に署名願ひます)

一、懇談会 午後五時三十分から(予定)  
※懇談会費 四、〇〇〇円は、当日徴収します。  
なお、五月二十六日(金)以降のキャンセルは総会終了後、懇談会会費の請求書をお出し致します。

**まだ「委任状」未提出の方は  
急ぎ、ご投函くださいますようお願い申し上げます。**

公益事業委員会から  
使用済みインクカートリッジと切手の収集事業報告

●使用済み切手 4.7kg  
●インクカートリッジ 17.5kg

ご協力誠にありがとうございます。

切手・インクカートリッジ収集事業はジョイセフからNPOもったいないジャパンに変わりました。

## 第 128 号

発行日  
令和5年5月20日

発行所 公益社団法人  
練馬西法人会  
東京都練馬区東大泉6-47-15  
電 話 03(3923)7272  
FAX 03(3923)7285  
eメール: oizumi-nishinerima@wing.ocn.ne.jp  
http://www.nerimanishi-houjinkai.or.jp  
発行責任者 高橋 利充  
編集責任者 井口 博一



本誌は、FSC認証用紙、環境に優れたインキを使用しています。

練馬西法人会  
ホームページ

ホームページはコチラから

毎回、情報誌「いずみ」を楽しみにして頂きありがとうございます。  
またリニューアルされた練馬西法人会のホームページはご覧頂いておりますでしょうか。  
各支部の活動報告や税務署からのお知らせなど最新情報が多数アップしております是非ご覧ください。

年度が代わり何かとお忙しい事と思います。リアル卒業式、リアル入学式、リアル入社式、多くがリアルに戻った三月、四月でした。しかしコロナ禍は最悪な時期を過ぎた感じとはいえ完全に収束したわけではありません。原材料の高騰なども重なり景気の先行きが不安ではあります。

広報委員会はこれからも会員の皆様にとって役立つ情報誌「いずみ」を発行して参ります。引き続きお楽しみください。

広報委員 加藤 吉孝

## 編集後記

## 故事名言

### 【四面楚歌】

敵にかこまれて、助けもなく孤立していること  
のたとえで、味方する者がなく、どちらを見ても反  
対している者ばかりのときにいう。前号にて「乾坤  
一擲」の故事名言にて項羽が劉邦の謀で、垓下にて、  
漢の軍隊に包囲され、さんざんにうち負かされた  
という史記の内容と韓退之の詩の中に「一擲乾坤を  
賭す」と詠まれた内容を紹介しました。

垓下にて敗れて、蘇の項羽軍は糧食も乏しく、  
心も哀しいその夜、敗残の身を横たえていると、周  
圍の暗の中から楚の国の歌が聞えてくる。これは、  
捕虜にした楚の兵士たちに故郷の歌をうたわせ、  
残っている楚の兵士たちの戦意をなくさせようと  
いう張良の計画であった。果せるかな、兵士たちは  
故郷の山河や父母妻子を思い、すっかり戦意を  
失ってしまった。項羽も四方から聞える楚の歌に  
「なんと多くの楚人が歌っているのだろう。漢はも  
う完全に楚を征服してしまったのか。四面敵に囲  
まれて孤立して助けのない自分の運命はもはやこ  
れまでだ」と悲しい別れの宴を催した。有名な「力  
山を抜き、氣、世を蓋う」の詩はこのとき詠んだも  
ので、寵姫虞美人は自殺し、項羽はその夜八百余  
騎を従えて脱出したが、翌日敵中に突入して、自ら  
首をはねて死んだ。

古くは三越の岡田社長が「流通の革命児」として  
名を馳せたが、取締役会にて「解任決議案」が発議  
され、十六対〇で可決。その時の言葉が「なぜだ！」  
だった。

凡人の私は、取引先の接待、業界との懇親会と  
毎日午前様をしているとき、日曜日の朝目覚め  
ると、妻と娘の「冷たい視線」に「四面楚歌」と思った  
ことがある。

副会長 荒井秋海

## マル経融資のご案内 ～小規模事業者経営改善資金～

融資限度額 **2,000万円**

返済期間 **運転資金 7年以内  
設備資金 10年以内**

◇本融資は商工会議所の推薦で日本政策金融公庫より事業資金として  
貸し出しされますが、審査の結果、ご希望に沿えないことがあります。  
(会員・非会員の方、問わず利用できます)

利率 **1.12%**

(2023年5月1日現在)

※担保・保証人不要(保証協会の保証も不要)  
※他に練馬区の利子補給40%(3ヶ年度)  
※利用できる方:従業員20名以下  
(宿泊業・娯楽業を除く 商業・サービス業は5名以下)  
※1年以上事業を行っている方  
※飲食業の設備資金も利用可能

窓口  
専門相談

法律相談 毎月第2金曜日 午後1時～4時(30分単位)

相談員:弁護士

税務相談 1月～3月 毎週火曜日/4月～12月 毎月第2火曜日 午後1時～4時(30分単位) 相談員:税理士

相談  
無料

●問い合わせ先 東京商工会議所練馬支部 練馬区練馬1-17-1 Coconeri 4階 電話 **3994-6521** FAX **3994-6589**

### ●表紙の人

株式会社ゆとりな 取締役副社長 野崎智絵さん  
練馬区南大泉一丁目三十三番十五

Q 毎日お仕事をされている中での手応えや楽しさ、喜びを感じる瞬間について。

A 車椅子で来たお客様が歩行器を使って歩けるようになったり、お食事を召し上がる事が出来なかった方が、リハビリをしてお客様同士おしゃべりをしたり、コミュニケーションの中に入って元気になることで、お食事がどんどん進み、益々元気になられているのを感じ、私たちがご支援させて頂いていることに手応えを感じます。

Q 今までどのような気持ちを持って取り組まれてきたか。他の職種では体験できないような事について。

A 私たちはおお客様が出来ないことのお手伝いや、本来持っている力を引き出す支援をさせて頂いていますが、一方的に支援や介助をしているというだけでなく、人生の先輩方に未熟な私たちの成長を見守っていただいているという側面もあります。ボランティア的な要素が多く厳しい職種ですが、対価では得られない精神的な報酬、人としての成長も得られています。

Q 仕事を離れたところでの趣味、息抜きなどについて。

A 看板犬にもなっているバーニーズマウンテン犬の力があって、自然豊かな環境に出向くことも多くなるので、運動になり、癒しにもなり、リフレッシュしています。

P R 四月一日に南田中に住宅を改装した「ゆとり庵高野台店」がOPENしました。

福祉用具も取り扱い、お客様に喜んで頂いています。

